

長野市都市計画マスタープラン改定専門部会について

第1回 長野市都市計画マスタープラン改定専門部会

令和7年3月26日

都市整備部 都市計画課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

都市計画マスタープラン

将来においても持続可能な都市の実現に向けて、**市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画**です。概ね20年後の都市の姿を見据え、地域特性に即した将来像を描いた、まちづくりの指針となるものです。

【都市計画法第18条の2】

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発、保全の方針に即し、当該**市町村の都市計画に関する基本的な方針**を定めるものとする。

※「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を都市計画運用指針にて「**市町村マスタープラン**」と読み替え

立地適正化計画

都市計画マスタープランのアクションプランとして、**居住や都市機能が適切に配置されたコンパクトな都市の実現に向けた計画**です。居住や生活利便施設など都市機能の誘導を図る区域とその誘導指針及び防災指針などを定めます。

【都市再生特別措置法第81条】

市町村は、単独で又は共同して、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、**住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画**（以下、「**立地適正化計画**」という。）を作成することができる。

現行計画の概要

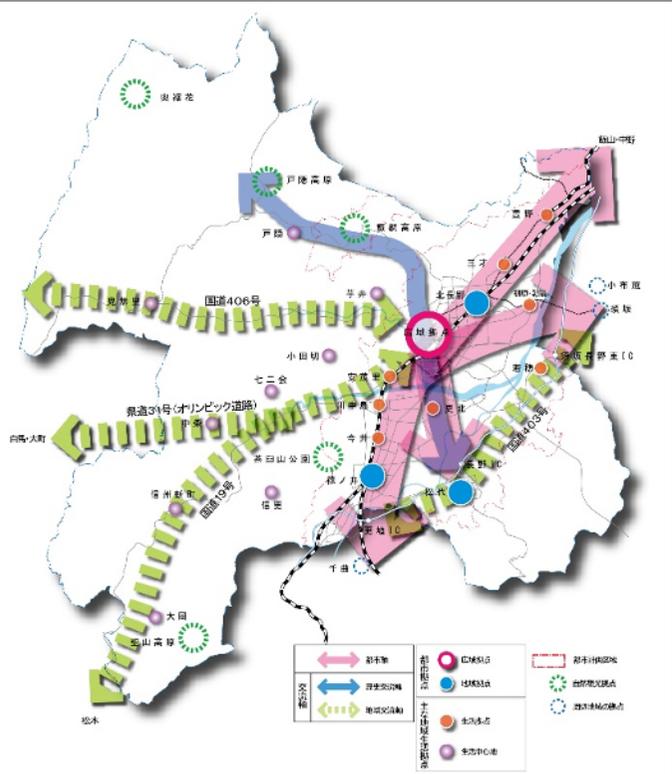
長野市都市計画マスタープラン (平成29年4月改定)

計画の構成

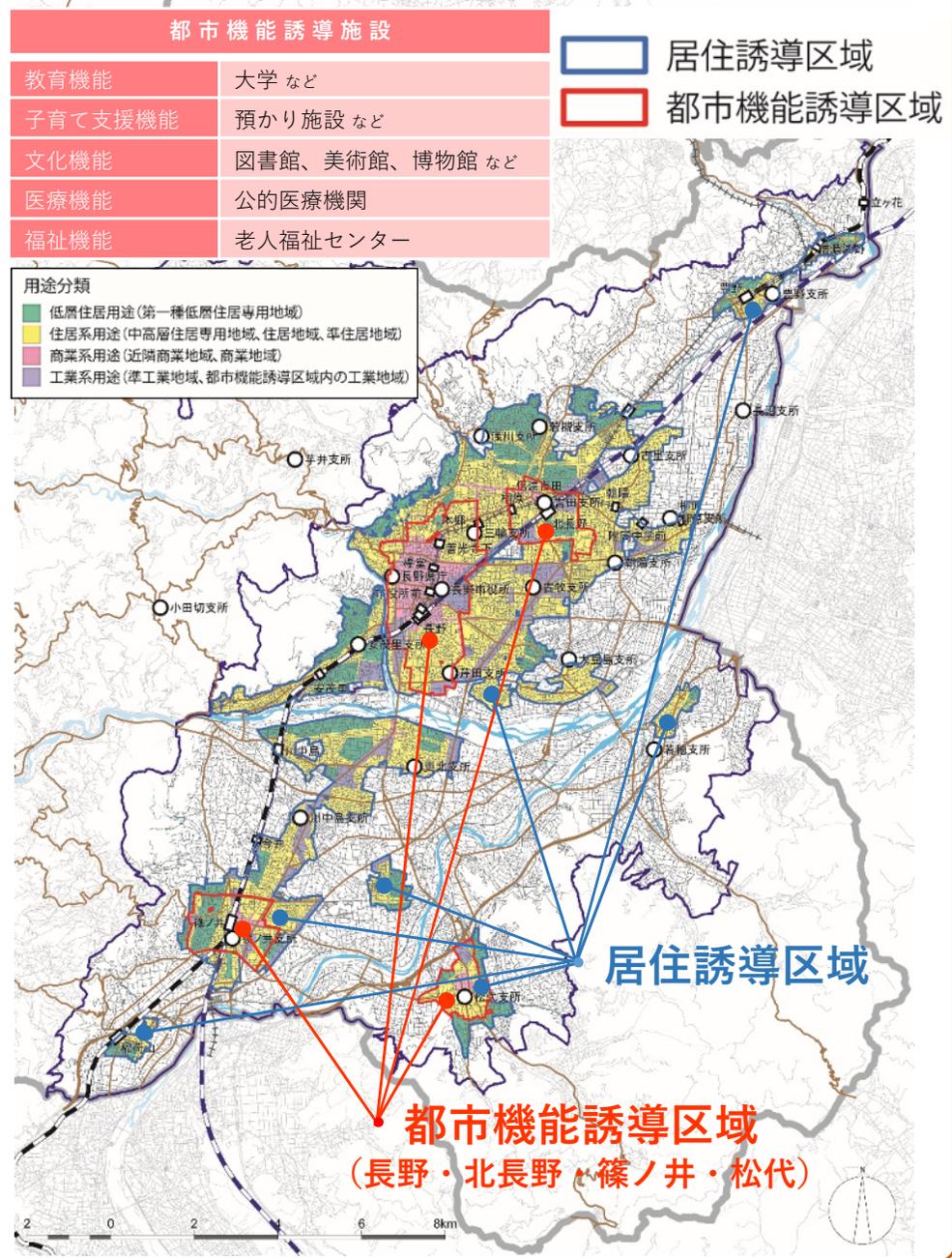
- (1) 「改定にあたって」
本マスタープラン策定の前提条件
- (2) 「全体都市づくり構想」
市全体の都市づくりの理念・目標
将来の都市構造
土地利用、交通、防災等の都市計画に関する分野別の方針
- (3) 「地域別まちづくり構想」
市内全域12地域の特性を活かしたまちづくりの方針
- (4) 「実現に向けて」
本マスタープランを具体的なまちづくりに反映させるため、その基本的な考え方や優先的に取り組む事項等を明示

都市構造図

- < 軸 >
- ・都市軸
 - ・地域交流軸
 - ・歴史交流軸
- < 拠点 >
- ・広域拠点
長野地区の中心市街地
 - ・地域拠点
篠ノ井
松代
北長野
 - ・生活拠点
 - ・生活中心地



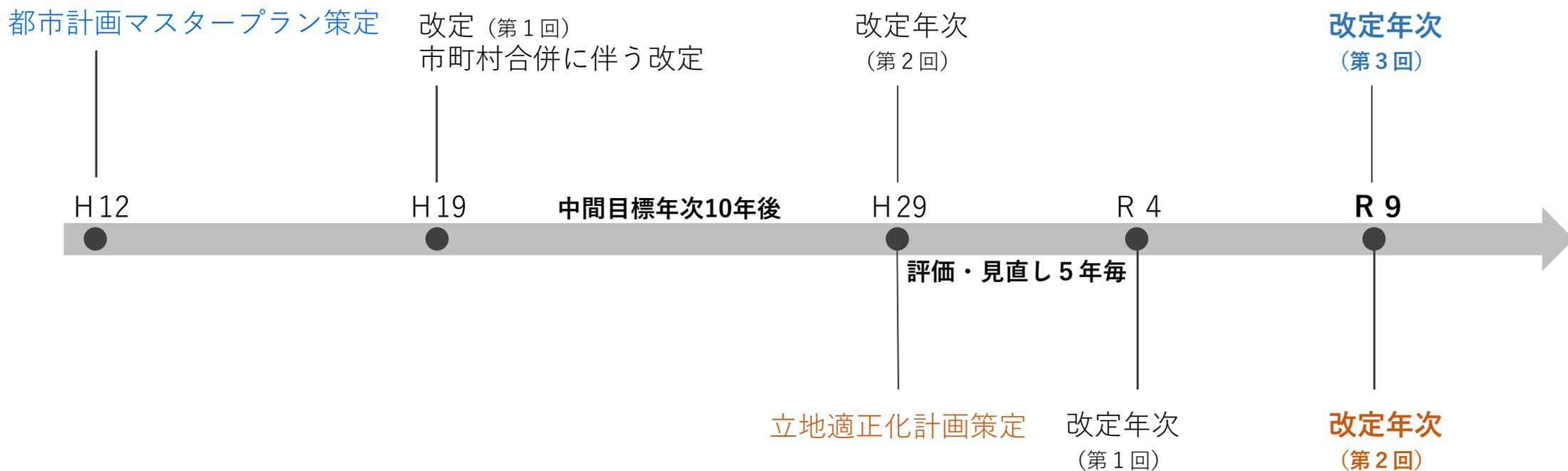
長野市立地適正化計画 (令和4年9月改定)



改定理由

平成29年に改定した「都市計画マスタープラン」及び「長野市総合計画」の改定年次が令和9年であることから、改定を行うものです。
そのアクションプランである「立地適正化計画」も併せて改定を行います。

これまでの改定



計画の位置づけ

【上位計画】

- ・長野市総合計画 R9.4月改定予定
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 R9改定 都市計画法第6条の2に基づき県が作成

【関連計画】

- ・長野市産業立地ビジョン R6.10月策定
- ・長野市中心市街地活性化基本計画 R8策定予定
- ・長野市地域公共交通計画 R9.4月改定予定
- ・長野農業振興地域整備計画 R8改定予定 ...



長野市都市計画マスタープラン R9.4月改定 (市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市の都市計画に関する基本的な方針

- まちづくりの理念や都市計画の目標
- 全体構想(目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等)
- 地域別構想(あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策) ...

長野市立地適正化計画 R9.4月改定

居住・施設の立地適正化

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 誘導施設
- 防災まちづくり推進(防災指針)
- 居住・都市機能を誘導する施策 ...

都市計画決定

土地利用規制

- 用途地域
- 地区計画
- 防火・準防火地域 ...

都市施設

- 都市計画道路
- 都市公園・広場
- 下水道・ごみ処理場...

市街地開発事業

- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業 ...

■立地適正化計画について、令和7年度以降、計画の策定に取り組んでいない自治体は、都市再生整備計画事業（新規）の補助対象外となるなど、国交省交付金等の必須要件化・重点配分要件化が進んでいる

安全安心

令和元年東日本台風災害からの再興
流域治水との連携
浸水想定区域内等のコミュニティ維持
災害リスクの少ない地域への居住誘導
子育て支援施設、公共施設等の適切な配置

土地利用

中心部 ウォーカブルなまちづくり
グリーンインフラをはじめとした新たな都市環境の創出
空き家、低未利用地の活用

郊 外 産業用地の確保
工業・商業施設の立地も含めた多様な土地利用

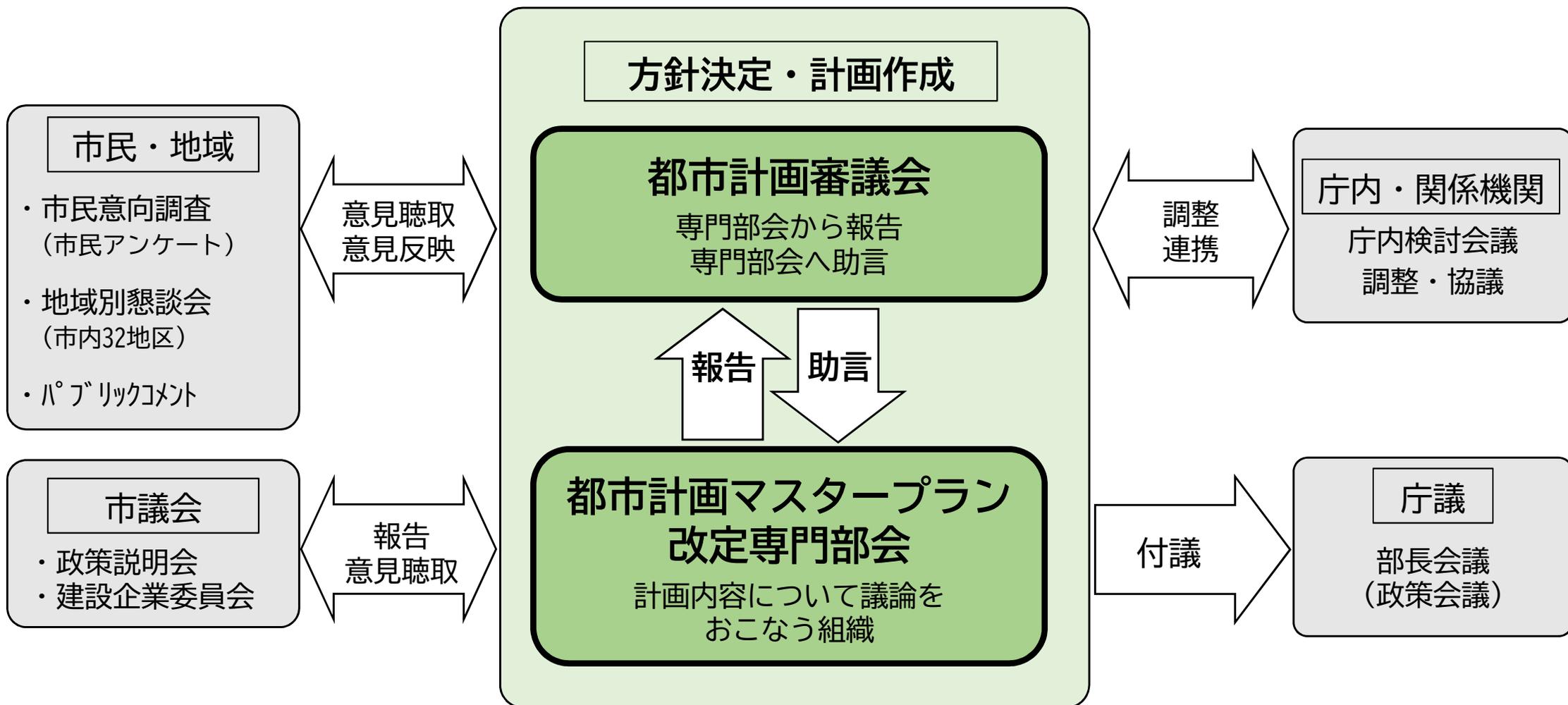
中山間地 持続可能な地域拠点の実現

交通

公共交通のあり方
自動運転・次世代モビリティの導入

農政連携

低未利用地・遊休地の活用
田園集落の維持



都市計画マスタープラン改定専門部会

都市計画審議会の中に専門の事項を調査するために位置付けられる、学識経験者、民間団体代表者及び一般公募から構成された計画の作成に向けて議論をおこなう組織

【部会設置の根拠法令】

長野市都市計画審議会条例 第4条、長野市都市計画審議会運営要綱 第6条

審議会の内容

- ・ 計画改定について、市長から審議会へ諮問
- ・ 両計画について、現行計画の概要、改定理由、計画の位置づけ、本市における改定の視点、検討体制及びスケジュール等を事務局から説明
- ・ 計画作成に向けて、「長野市都市計画マスタープラン改定専門部会」を設置することを事務局から諮り、都市計画審議会が決定

審議会からの主な意見

- ・ 子育て支援について、長野市では様々な施策を展開しているため、施設などのハード整備に捕らわれず、部局連携しながら計画を作成していただきたい。
- ・ 人口減少や若者の市外への人口流出など課題が山積している。中心市街地活性化による街中の求心力の向上、産業立地による雇用の創出など、若者に選ばれるには何が重要かという視点が重要である。
- ・ 公共交通のあり方について、バス交通が大変厳しい状況にある中で、どのように担保していくか検討する必要がある。スマートシティの観点をどのような形で計画に反映し、連携していくか検討すると良いと考える。